

○紀南地方老人福祉施設組合職員の給与等に関する規則

（平成23年3月30日）
規則第2号

改正 平成23年8月19日規則第7号 平成23年9月26日規則第8号
平成24年3月28日規則第1号 平成25年4月1日規則第1号
平成26年1月14日規則第1号 平成29年8月4日規則第1号
平成31年3月15日規則第1号 令和元年9月10日規則第2号
令和2年1月6日規則第1号 令和2年4月2日規則第6号
令和3年3月22日規則第1号 令和4年2月10日規則第2号
令和4年9月21日規則第3号 令和5年3月30日規則第1号
令和5年6月5日規則第7号 令和5年10月4日規則第8号
令和6年3月11日規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、紀南地方老人福祉施設組合職員の給与等に関する条例（平成19年紀南地方老人福祉施設組合条例第1号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 この規則の施行にあたっては、この規則に定めるもののほか、白浜町職員の給与等に関する規則（平成18年白浜町規則第26号）を準用する。

（級別標準職務）

第3条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第1に定める級別標準職務表に定めるものとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（特殊勤務手当の種類、支給額及び支給方法等）

第4条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員従事手当
- (2) 生活相談員従事手当
- (3) 老人介護従事手当
- (4) 老人看護従事手当
- (5) 夜間待機手当
- (6) 管理栄養士従事手当
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 終末介護従事手当
- (10) 年末年始勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 介護職員等特定処遇改善加算手当
- (13) 削除
- (14) 主任業務従事手当

2 特殊勤務手当の支給範囲、支給要件、必要資格、支給額及び支給方法は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（宿直手当の支給額等）

第5条 宿直手当の支給範囲、支給額及び支給方法は、別表第4のとおりとする。

附 則（平成23年3月30日規則第2号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 白浜町職員の給与等に関する規則（平成18年白浜町規則第26号）の別表第2中、「主任」は削除するものとする。

附 則（平成23年8月19日規則第7号）

- この規則は、平成23年9月1日から施行する。
附 則（平成23年9月26日規則第8号）
- この規則は、平成23年10月1日から施行する。
附 則（平成24年3月28日規則第1号）
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成25年4月1日規則第1号）
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則（平成26年1月14日規則第1号）
- この規則は、平成26年1月1日から施行する。
附 則（平成29年8月4日規則第1号）
- この規則は、平成29年8月1日から施行する。
附 則（平成31年3月15日規則第1号）
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（令和元年9月10日規則第2号）
- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
附 則（令和2年1月6日規則第1号）
- この規則は、公布の日から施行し、令和2年1月1日より適用する。
附 則（令和2年4月2日規則第6号）
- この規則は、令和2年4月1日より施行する。
附 則（令和3年3月22日規則第1号）
- この規則は、令和3年4月1日より施行する。
附 則（令和4年2月10日規則第2号）
- この規則は、令和4年2月1日より施行する。
附 則（令和4年9月21日規則第3号）
- この規則は、公布の日から施行し、令和4年9月1日より適用する。
附 則（令和5年3月30日規則第1号）
- この規則は、令和5年4月1日より施行する。
附 則（令和5年6月5日規則第7号）
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和5年10月4日規則第8号）
- この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和6年3月11日規則第1号）
- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級別標準職表

職務の級	標準的な職務
6級	
5級	1 困難な業務を行なう園長の職務
4級	1 園長の職務
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行なう主任の職務 2 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行なう生活相談員、介護支援専門員、看護職員（正看護師）の職務
2級	1 主任の職務 2 困難な業務を行なう職員の職務
1級	1 定型的な業務を行なう職員の職務

別表第2（第4条関係）

特殊勤務手当の額及び支給方法

手当の種類	支給範囲	支給要件	必要資格	支給額	支給方法
1 介護支援専門員従事手当	養護老人ホームにおいて、介護支援専門員がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、70.0人	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 800円	毎月または翌月の給料支給日に支給
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.6人以上69.9人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 700円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.1人以上69.5人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 600円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.0人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 500円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 400円	
	特別養護老人ホームにおいて、介護支援専門員がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.7人以上	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 800円	毎月または翌月の給料支給日に支給
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、68.6人以上69.6人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 700円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 600円	

		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.4人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 400円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 300円	
	居宅介護支援事業所において、介護支援専門員がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、平均ケアプラン作成件数が、40件以上	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 600円	毎月または翌月の給料支給日に支給
		業務従事月前3ヶ月間において、平均ケアプラン作成件数が、35.0件以上39.9件未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 400円	
		業務従事月前3ヶ月間において、平均ケアプラン作成件数が、32.0件以上34.9件未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 200円	
		業務従事月前3ヶ月間において、平均ケアプラン作成件数が、28.0件以上31.9件未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 100円	
		業務従事月前3ヶ月間において、平均ケアプラン作成件数が、27.9件未満	介護支援専門員免許取得者	1日に付き 0円	
2 生活相談員従事手当	養護老人ホームにおいて、生活相談員がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、70.0人	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 400円	毎月または翌月の給料支給日に支給
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 200円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.6人以上69.9人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 350円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 150円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.1人以上69.5人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 300円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 100円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.0人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 200円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 50円	
	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 150円		
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 0円		
特別養護老人ホームにおいて、生活相談員がそ	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.7人以上	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 800円		
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 400円		

	の業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、68.6人以上69.6人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き	700円				
			介護福祉士免許取得者	1日に付き	300円				
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き	600円				
			介護福祉士免許取得者	1日に付き	200円				
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.4人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き	400円				
			介護福祉士免許取得者	1日に付き	100円				
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き	300円				
			介護福祉士免許取得者	1日に付き	0円				
		3 老人介護従事手当	養護老人ホームにおいて、介護職員が日勤業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、70.0人	介護支援専門員・看護師免許取得者		1日に付き	350円	毎月または翌月の給料支給日に支給
					介護福祉士免許取得者		1日に付き	150円	
					介護職員実務者研修修了者		1日に付き	100円	
					介護職員初任者研修修了者		1日に付き	50円	
業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.6人以上69.9人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者			1日に付き	250円				
	介護福祉士免許取得者			1日に付き	50円				
	介護職員実務者研修修了者			1日に付き	25円				
	介護職員初任者研修修了者			1日に付き	0円				
業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.1人以上69.5人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者			1日に付き	150円				
	介護福祉士免許取得者			1日に付き	0円				
	介護職員実務者研修修了者			1日に付き	0円				
	介護職員初任者研修修了者			1日に付き	0円				
業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.0人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き	50円						
	介護福祉士免許取得者	1日に付き	0円						
	介護職員実務者研修修了者	1日に付き	0円						
	介護職員初任者研修修了者	1日に付き	0円						
業務従事月前3ヶ月間	介護支援専門員・看護師	1日に付き	0円						

<p>養護老人ホームにおいて、介護職員が早朝・遅出・早朝遅出業務に従事した場合</p>	<p>業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下</p>	<p>介護支援専門員・看護師免許取得者</p>	<p>1日に付き 0円</p>
		<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1日に付き 0円</p>
		<p>介護職員実務者研修修了者</p>	<p>1日に付き 0円</p>
	<p>業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、70.0人</p>	<p>介護支援専門員・看護師免許取得者</p>	<p>1日に付き 650円</p>
		<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1日に付き 450円</p>
		<p>介護職員実務者研修修了者</p>	<p>1日に付き 350円</p>
		<p>介護職員初任者研修修了者</p>	<p>1日に付き 250円</p>
		<p>その他</p>	<p>1日に付き 50円</p>
	<p>業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.6人以上69.9人未満</p>	<p>介護支援専門員・看護師免許取得者</p>	<p>1日に付き 550円</p>
		<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1日に付き 350円</p>
		<p>介護職員実務者研修修了者</p>	<p>1日に付き 250円</p>
		<p>介護職員初任者研修修了者</p>	<p>1日に付き 150円</p>
		<p>その他</p>	<p>1日に付き 50円</p>
	<p>業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.1人以上69.5人未満</p>	<p>介護支援専門員・看護師免許取得者</p>	<p>1日に付き 450円</p>
		<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1日に付き 250円</p>
<p>介護職員実務者研修修了者</p>		<p>1日に付き 200円</p>	
<p>介護職員初任者研修修了者</p>		<p>1日に付き 150円</p>	
<p>その他</p>		<p>1日に付き 50円</p>	
<p>業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.0人未満</p>	<p>介護支援専門員・看護師免許取得者</p>	<p>1日に付き 350円</p>	
	<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1日に付き 150円</p>	
	<p>介護職員実務者研修修了者</p>	<p>1日に付き 100円</p>	
	<p>介護職員初任者研修修了者</p>	<p>1日に付き 75円</p>	
	<p>その他</p>	<p>1日に付き 50円</p>	
<p>業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下</p>	<p>介護支援専門員・看護師免許取得者</p>	<p>1日に付き 250円</p>	
	<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1日に付き 100円</p>	
	<p>介護職員実務者研修修了者</p>	<p>1日に付き 75円</p>	
	<p>介護職員初任者研修修了者</p>	<p>1日に付き 50円</p>	

		修了者		
		その他	1日に付き 50円	
特別養護老人ホームにおいて、介護職員が日勤業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.7人以上	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 350円	毎月または翌月の給料支給日に支給
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 150円	
		介護職員実務者研修修了者	1日に付き 100円	
		介護職員初任者研修修了者	1日に付き 50円	
	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、68.6人以上69.6人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 250円	
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 50円	
		介護職員実務者研修修了者	1日に付き 25円	
		介護職員初任者研修修了者	1日に付き 0円	
	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 150円	
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 0円	
		介護職員実務者研修修了者	1日に付き 0円	
		介護職員初任者研修修了者	1日に付き 0円	
	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.4人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 50円	
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 0円	
		介護職員実務者研修修了者	1日に付き 0円	
		介護職員初任者研修修了者	1日に付き 0円	
業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 0円		
	介護福祉士免許取得者	1日に付き 0円		
	介護職員実務者研修修了者	1日に付き 0円		
	介護職員初任者研修修了者	1日に付き 0円		
特別養護老人ホームにおいて、介護職員が早出・遅出・夜勤業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.7人以上	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 650円	
		介護福祉士免許取得者	1日に付き 450円	
		介護職員実務者研修修了者	1日に付き 350円	
		介護職員初任者研修修了者	1日に付き 300円	

			その他	1日に付き 50円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、68.6人以上69.6人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 550円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 350円	
			介護職員実務者研修修了者	1日に付き 250円	
			介護職員初任者研修修了者	1日に付き 150円	
			その他	1日に付き 50円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 450円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 250円	
			介護職員実務者研修修了者	1日に付き 200円	
			介護職員初任者研修修了者	1日に付き 150円	
			その他	1日に付き 50円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.4人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 350円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 150円	
			介護職員実務者研修修了者	1日に付き 100円	
			介護職員初任者研修修了者	1日に付き 75円	
			その他	1日に付き 50円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人未満	介護支援専門員・看護師免許取得者	1日に付き 250円	
			介護福祉士免許取得者	1日に付き 100円	
			介護職員実務者研修修了者	1日に付き 75円	
			介護職員初任者研修修了者	1日に付き 50円	
			その他	1日に付き 50円	
4 老人看護従事手当	養護老人ホームにおいて、看護職員がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、70.0人	正看護師免許取得者	1日に付き1,000円	毎月または翌月の給料支給日に支給
			准看護師免許取得者	1日に付き 700円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.6人以上69.9人未満	正看護師免許取得者	1日に付き 900円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 600円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.1人以上69.5人未満	正看護師免許取得者	1日に付き 800円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 500円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人未満	正看護師免許取得者	1日に付き 700円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 400円	

		均が、63.0人以上65.0人未満			
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下	正看護師免許取得者	1日に付き 600円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 300円	
	特別養護老人ホームにおいて、看護職員がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.7人以上	正看護師免許取得者	1日に付き1,000円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 700円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、67.9人以上68.5人未満	正看護師免許取得者	1日に付き 900円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 600円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	正看護師免許取得者	1日に付き 800円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 500円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.4人未満	正看護師免許取得者	1日に付き 700円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 400円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下	正看護師免許取得者	1日に付き 600円	
			准看護師免許取得者	1日に付き 300円	
5 夜間待機手当	看護職員が夜間中、常時連絡が取れるよう自宅待機した場合			1日に付き 900円	毎月または翌月の給料支給日に支給
	看護職員以外の職員が夜間中、常時連絡が取れるよう自宅待機した場合			1日に付き 400円	
6 管理栄養士従事手当	養護老人ホームにおいて、管理栄養士がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、70.0人	管理栄養士免許取得者	1日に付き 200円	毎月または翌月の給料支給日に支給
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.6人以上69.9人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 150円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 100円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.0人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 50円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人以下	管理栄養士免許取得者	1日に付き 0円	

	特別養護老人ホームにおいて、管理栄養士がその業務に従事した場合	業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、69.7人以上	管理栄養士免許取得者	1日に付き 200円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、68.6人以上69.6人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 150円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、65.5人以上68.5人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 100円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、63.0人以上65.4人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 50円	
		業務従事月前3ヶ月間において、利用人数平均が、62.9人未満	管理栄養士免許取得者	1日に付き 0円	
7	削除				
8	削除				
9	終末介護従事手当	終末介護に従事した職員 （内訳） 1 終末時の介護に従事した職員 2 遺体の清拭、着せ替え等に従事した職員		対象者1人に付き 10,000円 (7,000円) (3,000円)	毎月または翌月の給料支給日に支給
10	年末年始勤務手当	年末年始の休日に勤務した職員		1日に付き3,000円	毎月または翌月の給料支給日に支給
11	夜間勤務手当	夜間勤務を常態とする職員（宿直勤務を除く）		1夜に付き5,300円	毎月または翌月の給料支給日に支給
12	介護職員等特定処遇改善加算手当	介護職員等特定処遇改善加算の算定対象の事業所に勤務する介護職員 介護職員等特定処遇改善加算の算定対象の事業所に勤務する介護職員のうち、主任級の者 介護職員等特定	基準日において、紀南地方老人福祉施設組合内での経験年数が5年以上の介護職員 介護福祉士免許取得者	1月に付き8,000円 ただし、以下の要件に該当する者はその額をそれぞれ加算する ①夜勤業務に1回従事する者 1月に付き 2,000円 ②夜勤業務に2回～5回従事する者	毎月または翌月の給料支給日に支給 支給額については別表第3及び別表4に規定による支給割合を

	<p>処遇改善加算の算定対象の事業所に勤務する職員のうち、生活相談及び介護支援専門員</p>			<p>1月に付き 8,000円 ③夜勤業務に6回以上従事する者 1月に付き 12,000円 ④早出もしくは遅出業務に2回以下で従事する者 1月に付き 1,000円 ⑤早出もしくは遅出業務に3回～11回従事する者 1月に付き 4,000円 ⑥早出もしくは遅出業務に12回以上従事する者 1月に付き 8,000円</p>	<p>乗じた額を支給する</p>
	<p>介護職員等特定処遇改善加算の算定対象の事業所に勤務する介護職員</p>	<p>基準日において、紀南地方老人福祉施設組合内での経験年数が5年以下の介護職員</p>	<p>介護福祉士免許取得者</p>	<p>1月に付き 1,600円 ただし、以下の要件に該当する者はその額をそれぞれ加算する ①夜勤業務に1回従事する者 1月に付き 400円 ②夜勤業務に2回～5回従事する者 1月に付き 1,600円 ③夜勤業務に6回以上従事する者 1月に付き 2,400円 ④早出もしくは遅出業務に2回以下で従事する者 1月に付き 200円 ⑤早出もしくは遅出業務に3回～11回従事する者 1月に付き 800円</p>	

				⑤早出もしくは遅出業務に12回以上従事する者 1月に付き 1,600円	
			介護福祉士免許取得者以外の者	1月に付き 1,000円 ただし、以下の要件に該当する者はその額をそれぞれ加算する ①夜勤業務に1回従事する者 1月に付き 250円 ②夜勤業務に2回～5回従事する者 1月に付き 1,000円 ③夜勤業務に6回以上従事する者 1月に付き 1,500円 ④早出もしくは遅出業務に2回以下で従事する者 1月に付き 125円 ⑤早出もしくは遅出業務に3回～11回従事する者 1月に付き 500円 ⑥早出もしくは遅出業務に12回以上従事する者 1月に付き 1,000円	
13 削除					
14 主任業務従事手当	各業務係において主任として従事した職員			1月に付き5,000円	毎月または翌月の給料支給日に支給

※ 備考

- (1) 利用日数には、外泊した初日及び最終日は含めるものとする。
- (2) 特殊勤務手当の支給の対象となる業務に従事したことの認定は、事務局長又は園長が行う。
- (3) 必要資格については、その資格に有効期限がある場合、確認した日の属する月の翌月（確

認した日が1日の場合は当月）からその有効期限の属する年度まで支給するものとする。なお、資格の有無の確認については資格証の写しもしくはそれに変わるものをもって認定するものとする。

- (4) 「1介護支援専門員従事手当」、「2老人介護従事手当」、「3老人介護従事手当加算」、「4老人看護従事手当」、「6管理栄養士従事手当」及び「7栄養ケアマネジメント従事手当加算」については、2時間未満の従事時間に対しては支給しない。2時間以上6時間未満の従事時間に対してはその1/2（1円以下切捨て）を、6時間以上7時間30分未満の従事時間に対してはその3/4（1円以下切捨て）を、7時間30分以上の従事時間は満額支給するものとする。
- (5) 「7栄養ケアマネジメント従事手当加算」については、支給の要件に該当する場合に「6管理栄養士従事手当」に、追加して支給するものとする。
- (6) 「12介護職員等特定処遇改善加算手当」における基準日については、当該対象年度の初日とし、当該年度の1月1日に再度見直しを行なうものとする。

別表第3（介護職員等特定処遇改善加算手当関係）

年収区分	支給率
年収 440万円以上	0%
年収 430.1万円以上 440.0万円以下	5%
年収 420.1万円以上 430.0万円以下	10%
年収 410.1万円以上 420.0万円以下	20%
年収 400.1万円以上 410.0万円以下	30%
年収 390.1万円以上 400.0万円以下	40%
年収 380.1万円以上 390.0万円以下	50%
年収 370.1万円以上 380.0万円以下	60%
年収 360.1万円以上 370.0万円以下	70%
年収 350.1万円以上 360.0万円以下	80%
年収 340.1万円以上 350.0万円以下	90%
年収 340万円以下	100%

※ 備考

- (1) 年収区分の期間については、当該対象年度の初日より1年間とし、当該年度の初日及び1月1日に見直しを行なうものとする。
- (2) 年収は、給料、職員手当（児童手当を除く）を全て含んだ金額とする。

別表第4（介護職員等特定処遇改善加算手当関係）

労働時間区分	支給率
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の0.1%以上9.9%以下	5%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の10.0%以上19.9%以下	10%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の20.0%以上24.9%以下	30%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の25.0%以上39.9%以下	40%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の40.0%以上49.9%以下	50%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の50.0%以上59.9%以下	60%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の60.0%以上74.9%以下	80%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の75.0%以上84.9%以下	90%
対象勤務総時間が常勤職員の労働総時間の85.0%以上	100%

※ 備考

対象労働時間とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定対象の事業所に勤務した労働時間とする。ただし、年次有給休暇及び特別休暇で取得した時間については、除くものとする。

別表第5（第5条関係）

手当の種類	支給額	支給方法
宿直手当	1夜につき 4,400円 12月29日、30日、31日、1月1日、2日、3日については、1夜3,000円を加算する。	毎月または翌月の給料支給日に支給

※ 備 考

宿直業務に従事したことの認定は、事務局長又は園長が行う。